

<報道発表資料>

カテゴリー:お知らせ

令和6年4月19日

県と飯能市、飯能商工会議所、西川地区木材業組合が 「優良木材「西川材」の利用促進に関する協定」 を締結しました

飯能商工会議所と西川地区木材業組合が、埼玉県及び飯能市と連携・協力し、建築物等への西川材の利用促進や普及活動等を行うため、建築物木材利用促進協定を令和6年4月1日に締結しました。そこで、関係者による協定締結セレモニーを行います。

● 協定の主な内容

1 名 称

優良木材「西川材」の利用促進に関する協定

2 協定締結者

・飯能商工会議所	会頭	よしだ 吉田	ゆきお 行男
・西川地区木材業組合	会長	もとはし 本橋	まさる 勝
・埼玉県	埼玉県知事	おおの 大野	もとひろ 元裕
・飯能市	飯能市長	あらい 新井	しげはる 重治

3 飯能商工会議所の取組

- (1) 西川材を多用して建てられた会議所会館をPRすることで、西川材の良さや木材利用の意義を発信するとともに、会館内で西川材の積極的に利用する
- (2) 西川材の需給情報や木造建築に関し、会議所会員及び西川地区木材業組合と情報交換する
- (3) 会議所会員の木材利用に関する取組について情報発信する

4 西川地区木材業組合の取組

- (1) 建築物等の整備にあたり、需要に応じた供給体制を整え、求められる品質や量の西川材の供給に努める
- (2) 飯能商工会議所及び会議所会員による取組に対して、技術的支援を行う

5 県及び飯能市の取組

- (1) 木材利用に関する情報提供、助言及び専門家の派遣を行う
- (2) 活用可能な補助事業を通じて、西川材の利用促進及び安定供給を図る
- (3) 本協定に基づく取組の広報、定期的な情報交換を行う

● 協定締結セレモニーの概要

1 日 時 令和6年4月22日（月曜日）午後1時30分～午後2時30分

2 場 所 飯能商工会議所 小会議室（飯能市本町1-7）

3 出席者

- ・ 飯能商工会議所 会頭 よしだ ゆきお 吉田 行男
- ・ 西川地区木材業組合 会長 もとはし まさる 本橋 勝
- ・ 飯能市 飯能市長 あらい しげはる 新井 重治
- ・ 埼玉県 川越農林振興センター所長 はせがわ まさよし 長谷川 征慶

4 内容

協定概要・締結経緯の説明、記念撮影、出席者あいさつ

【参考】建築物木材利用促進協定について

「建築物木材利用促進協定」とは、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に規定されており、国又は地方公共団体と事業者等が主に民間建築物における木材利用の促進を目的として締結する協定です。